

責 任 分 担 表

項目		指定管理者	八戸市
施設の運営 (使用の許可関連事務、利用調整、指導、警備、苦情対応、利用促進活動、施設運営にかかる総務・経理業務等)		○	
施設の維持管理 (清掃、建物施設・設備保守点検、設備等法定点検、安全衛生管理、光熱水費支出等)		○	
公園施設の設置許可及び占用許可並びに行政財産目的外使用許可(電柱・公衆電話等の設置許可等)			○
利用料金の徴収及び減免		○	
利用料金の額の設定			○
災害時対応(※1) (待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)		○	(指示等)
災害復旧工事(本格復旧)			○
施設、設備等の修繕 指定修繕料: 緊急修繕 各年度 28,606 千円 (※2) : 計画修繕 各年度 23,109 千円		○ (指定額の範囲)	○ (指定額を超える範囲)
施設の整備、改修工事 (※3)		(承認を経て実施可)	○
備品	新規購入(※4)	(任意)	○
	更 新		○
	修 繕(緊急修繕)	○	
自動車事故に対する賠償責任(※5)		○	○ (指定管理業務の一部)
利用者の被災に対する賠償責任		○ (管理瑕疵によるもの)	○ (左以外)
施設、設備等の損傷の回復		○ (管理瑕疵によるもの)	○ (左以外)
包括的管理責任			○

※1) 指定管理者は施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者に被災があった場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大の防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

- ※2) 修繕はあらかじめ定められた指定修繕料の範囲で、市の事前承認のもと実施する。また、年度末において指定修繕料に残額が生じた場合は、指定期間の最終年度を除き、次年度以降の修繕料として使用できるものとし、最終年度で合算して精算を行う。
- ※3) 指定管理者が建物、設備等の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させる小規模改修等を実施しようとする場合は、事前に市の承諾を得ること。なお、この場合における当該改修等による資産価値の増加分は、指定管理者ではなく市に帰属するものとする。
- ※4) 市が配置した備品（別紙3「備品一覧表」）は、指定管理者が管理すること。配置された備品以外で新規に購入を要するものは、原則として市が調達する。指定管理者が自らの判断で購入する備品については、指定管理者に帰属するものであるが、購入に当たっては、事前に市に報告すること。
- ※5) 指定管理業務において車両を使用する場合は、必ず自動車保険（任意保険）に加入すること。但し、市から貸与された車両を、指定管理業務及び附帯業務の範囲内で使用する場合は、市が加入する自動車保険が適用されるため、新たに加入する必要はない。（自主事業をはじめとするその他の使用については当該保険の対象とならない。）
なお、自動車保険の内容については、現在市が加入する保険と同等の内容（下記参考）以上のものとする。
自主事業の実施に要する経費は、指定管理者の負担と定めているため、当該自動車保険料についても、指定管理料の提案に含めないものとする。

（参考） 現在市が加入している自動車保険の内容と限度額

自動車損害共済

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 500万円

注) 市は本保険に引き続き加入する。

- ※6) 施設内での事故により利用者が被害を受けた場合、施設の欠陥に起因する賠償責任は市が負い、指定管理者の管理瑕疵によるものは指定管理者の責任となるが、市が加入している下記の「全国市長会市民総合賠償補償保険」では、指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、新たに保険加入する必要はない。ただし、指定管理者が行う独自の事業は対象外となる。
- 指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととし、指定管理者が加入する損害保険において対応する。なお、その保険料は指定管理者の負担とし、当該保険料については、指定管理料の提案に含めないものとする。

(参考1) 現在市が加入している施設賠償責任保険の内容と限度額

全国市長会市民総合賠償補償保険

・身体賠償 1名につき1億円 1事故につき10億円

・財物賠償 1事故につき2,000万円

注) 市は本保険に引き続き加入する。

(参考2) 指定管理者の責任となる管理瑕疵による事故は、施設の清掃・保守・点検修理、施設利用者の受付・誘導・事故の際の避難、施設利用者に対する利用上の注意指導、その他施設の管理上、指定管理者の過失等により生じた事故をいう。